

地公退ニイス

No. 103
2011. 8. 29

定価一部20円
(会員の購読料は
会費の中に含む)

発行所

東京都千代田区六番町一 自治労会館2F

地公退職者協議会

発行人 川端邦彦

03 3262 564

逢坂誠二総務大臣政務官に統一要求提出

地公退は八月二日、総会で決定された総務大臣に対する一々一二年度統一要求を提出した。近日中に回答を受け取る予定である。要求提出には、逢坂誠二総務大臣政務官が対応した。地公退は西澤会長と福田・上田・荒屋・塚原・山本の五副会長、川端事務局長・金井会計・黒崎事務局次長が参加した。

(なお、この日武内則男参議院議員は国会の任務で同席されなかったが昨年に続き会見設定の調整に尽力いただいた。)

冒頭、会長が次のように発言した。

本日は多忙な中、逢坂政務官に時間をとっていただき感謝する。また、このような機会を作るために尽力くださった武内則男参議院議員にお礼申し上げる。

私たちは一般行政・教育・公営交通・水道の職場で働いてきた地方公務員の退職者で構成する全国組織で、およそ三二万人の会員がいる。

昨年初めてこの形で要望し、逢坂政務官から誠意ある回答をいただいた。引き続き本年も要求を提出するのでよろしくご検討願いたい。

本日は申し入れであるので受け止めていただき、後日考え方を聞ききたい。

内容について私から二点述べる。

一点目は年金である。これは主として厚生労働省で検討されているだろうが、総務省は共済年金の所管庁として大きな責任があると思うので要求書に入れた。年金は前史である恩給以来、多くの加入者が長い時間をかけて作り上げてきた制度であり、年金受給者の生活基盤である。不断に制度を磨くことは必要だが、必要性と可能性・制度変更の影響を検証することなく軽率に制度変更すべきものではない。また、制度の改善とは別に実務を担う共済組合組織は存続させるべきであることを強調したい。

二点目はエネルギー政策の転換である。

震災と津波を契機に惹起された福島原発の事故は、市民の大きな犠牲を伴って原発安全神話の虚偽を明らかにした。地方自治所管の総務省として、自治体と協力して全原発を徹底的に検証・点検して情報を公開するとともに、エネルギー政策を抜本的に転換し、原発の廃止に向けて取り組んでほしい。

それでは内容を事務局長に説明させるので、よろしく願います。続いて事務局長が次のように要求の説明をした。

本年の地公退の総務省への要望は五項目であるが本日は年金とエネルギー政策についてご説明する。

第一、年金について
一点目は「一体改革」で言及された「新制度創出」に対する危惧である。

「全国民共通の所得比例年金制度」は掛金負担の合意形成・所得捕捉の困難性など必要性・実現可能性に疑問がある。「税を財源とする最低保障年金」は受給者に保険料の追加負担を強い、企業負担の家計転嫁になると同時に医療・介護・保育などのサービスに充当すべき財源を使ってしまうという問題がある。白地に描く場合と異なり、長い経過と多くの関係者をもつ年金制度検討は負担と給付、移行過程の全体像を数値つきで示して関係者の合意により進めるべ

きである。これを欠く「新制度創出」の一人歩きは認めがたい。

二点目は現行制度改善として提起された被用者年金一元化を適正なやり方で進めることである。

被用者年金一元化を実施する場合、①制度的に筋違いの「追加費用削減」はやめるべきであり、②職域部分を廃止する場合は公民均衡の制度を新設すべきである。また、前回法案で存続方針とされていた共済組合は、今後の検討に当たっても①三事業一体運営の合理性②積み立て資金の集中リスク回避③共済組合の民主的運営システムの維持、の観点から存続すべきである。

三点目は共済年金の積み立て資金の責任投資原則運用である。地方公務員共済組合連合会が昨年からの英断をもって一部資金を社会責任投資運用に充てた。投入資金量をさらに拡大するとともに、各共済組合にあっても積極的に実施すべきである。

四点目は税と社会保障共通番号に関連する「社会保障の個人勘定」への危惧である。

個人を識別する目的で導入するとしている共通番号に便乗して、社会保障給付抑制を目的とする個人勘定を作ること認められない。五点目は膨大な数になった地方自治体の非常勤・臨時職員の共済加入である。

「一体改革」でも非正規労働者の厚生年金加入拡大が課題になっているが、地方自治体で働く非常勤・臨時職員を共済組合から排除したままではいけない。

第二はエネルギー政策と原子力発電の見直しである。

福島原発事故は未だ収束しておらず、大量に放出された放射性物質の影響は将来に亘って深刻である。原発は安全であるというこれまでの説明は事実を反していたことが市民の被害を伴って暴露された。

該当自治体と協力して既存の全原発を徹底検証し情報公開するとともに、順次閉鎖・代替エネルギーへの転換を図るべきである。

このほかの、年金支給開始年齢と定年制・介護基盤・税制については基本的に昨年と同様の要求なので本日の説明は省く。よろしくご検討願いたい。



これに対して逢坂政務官は次のように対応した。本日はご苦勞様。自分の公務員経験からも、公務員退職者が地域社会を支える上で大きな役割を持っていることを日ごろから感じている。

本日は要望内容の説明を聞いた。具体的には検討のうえ、武内議員とも相談して後日回答したい。

年金は長い経過をもって作られた制度であり、それを変えるためにも長い時間がかかる。制度改正は受給者のありようを大きく変えないのが原則ではないか。

共通番号については、かつての「国が国民をコントロールするだけ」という見方から「国民が適切に権利を行使することを守る番号」という理解に変わってきたのではないか。個人情報保護には万全を期さなければならぬし、給付制限に利用することはあつてはならない。これらに注意して設計されるべきだ。

エネルギー政策に関しては、消防・地方行政を担当する立場で福島の問題に携わってきた。命・健康と、自分の土地がそこにあるのに帰れないという権利の問題とを痛感している。原発には慎重にならねばならない。直接の担当ではないが、自治体と協議して検討する。

以上によりこの日の申し入れを終了した。

(文責事務局)

二〇一一年八月二二日

総務大臣

片山 善博 様

地方公務員退職者協議会(地公退)	会長	西澤 清
全日本自治体退職者会(自治退)	会長	福田 利久
日教組退職者団体連合(日退連)	会長	上田 京子
日本都市交通退職者協議会(都市交退)	会長	荒屋 勝正
全日本水道退職者協議会(全水道退)	会長	塚原 一弘
東京都退職者協議会(都退協)	会長	山本 昭

日ごろ地方自治の前進のためご尽力されていることに敬意を表します。

さて、地公退は七月二十九日に第四二回総会を開き下記の要求を決定しました。貴職におかれてはこの要求の実現に向けご努力くださいますようお願いいたします。

記

1. 年金について

(1) 年金制度全体の見直しについては、多くの加入者を持つ超長期の制度であることに留意して検討すること。改革案を提起する場合は、該当者の属性ごとに保険料率・税率などの負担と給付の増減、加入資格の変化、中長期収支計画と移行計画の全体像について数値をもって示すこと。また、年金受給者の意見反映を保障すること。

(2) 「全国民共通の所得比例年金の創設」は、保険料負担の合意見通しを欠き、均衡ある所得捕捉に困難性が想定されるので慎重に対処すること。むしろ被用者年金一元化と非正規雇用の被用者年金加入拡大を速やかに実現すること。被用者年金一元化に当たっては①長期・短期・福祉の三事業の一体的運営、②積み立て資金の集中リスク回避、③現行の共済組合の民主的運営システム維持、のため共済組合を存続させること。又、一元化後の給付については①既定共済年金の追加費用削減を行わないこと②共済年金職域部分を廃止する場合はこれに代え、民間の企業年金等の水準を正確に反映した制度を設けること。

(3) 「基礎年金の全額税方式」「税を財源とする最低保障年金」は、事業主負担分の家計転嫁および年金受給者が払い

終えた保険料の二重払いを招き、かつ長期の移行期間の管理リスクを伴うので、一／二保険方式による基礎年金制度を維持すること。

(4) マクロ経済スライド制度による既裁定年金額調整について、名目年金額を減額する制度に変更しないこと。基礎年金をマクロ経済スライドの対象外とすること。

(5) 税と社会保障共通番号の検討に際しては、個人情報の保護に万全を期すとともに住民票コード創設時の政府説明を継承すること。個人を識別する目的の共通番号の検討に便乗して社会保障給付抑制を目的とする「社会保障の個人勘定」を作らないこと。

(6) 共済長期積立金の運用に当たっては、国連が提唱する「責任投資原則(PRI)」の趣旨に沿って行うこと。

(7) 非常勤職員・臨時職員の大半が加入できるように共済組合法を改正すること。

2. 地方公務員の雇用と年金について

(1) 公的年金の支給開始年齢の段階的引き上げによる雇用と年金の断絶を起ささないこと。

(2) 地方公務員の定年年齢を段階的に六五歳に引き上げること。これに当たっては関係する労働組合、退職者組織との協議・合意を重視すること。

3. 介護基盤整備について

(1) 特別養護老人ホーム、認知症高齢者施策、高齢者住宅など不足している介護基盤・サービスについて、今後の需要増を見込んで計画的整備・充足を図ること。

とりわけ東日本大震災被災地域における介護基盤の復旧・整備を急ぐこと。

4. 税制について

(1) 公的年金からの個人住民税の特別控除は希望者のみを対象とすること。

5. エネルギー政策と原子力発電の見直しについて

(1) 従前の原子力発電に依存するエネルギー政策を抜本的に見直し、市民とともに省エネルギー社会・代替エネルギー開発を伴う温室効果ガス削減社会をめざす政策体系を作ること。

(2) 該当する自治体と協力して原子力発電所を徹底的に検証・点検して情報の公開をすすめる、課題の多い発電所は停止もしくは緊急安全確保策を講ずること。中期的には、順次閉鎖・代替エネルギーへの転換をはかること。

以上

△ミニ情報▽

年金受給者届出の省略、厚生年金と共済年金でタイムラグ

これまで年金受給者が届出を必要としていた事柄のうち、いくつかにについては住民票コード(住基ネット)で事実を確認することが可能な場合に届出を省略することができることになった。

しかし、事務的準備の差により、厚生年金七月先行施行・共済年金は遅れるというタイムラグが生じ、双方の年金を受給している者には分かりにくい取り扱いとなっていたが、共済が一〇月施行で追いついた。届出事由と省略可能とする時期は表のとおり。

(共済関係の省令改正は八月二二日に公布された)

	地方公務員共済	国家公務員共済	日本年金機構
ア. 住所変更届	二〇一一年一〇月施行	二〇一一年一〇月施行	二〇一一年七月施行
イ. 死亡届	二〇一一年一〇月施行	二〇一一年一〇月施行	二〇一一年七月施行
ウ. 加給年金額対象者の死亡届	二〇一一年一〇月施行	二〇一一年一〇月施行	なし

(ウ) が共済のみで厚生年金で実施されない理由は説明されていない)